

平成 23 年 9 月 27 日

健康増進課

ダイヤルイン 0742-34-5129

一般不妊治療費等助成金交付事業の実施について

奈良市では、一般不妊治療等を行っている夫婦を対象に、一般不妊治療費等助成金交付事業を実施します。

1. 目的 一般不妊治療等を行っている夫婦に対し、医療費の一部を助成金として交付することにより、夫婦の経済的負担を軽減し、少子化対策の推進を図ります。
(奈良市少子化対策推進本部考案事業)
2. 対象者 市内に住所を有する法律上の夫婦で、各種医療保険に加入していることが条件となります。
3. 対象経費 産婦人科、泌尿器科等において行った不妊検査や一般不妊治療、人工授精などに要した経費を助成します。
4. 助成額 自己負担額の2分の1、1年度につき上限5万円
5. 申請方法 申請書に領収書等添付のうえ、原則1年度分をまとめて申請していただきます。
6. 助成期間 補助開始月から継続する2年で、対象者が市内に住所を有する期間
(助成金の上限は2年で10万円 平成23年4月1日以後の診療分から適用)
7. 他市の状況 同様の事業は、中核市41市中9市で実施済みです。